

# 柏市立図書館資料等複製物提供要領

制定 平成24年6月1日

施行 平成24年6月1日

## 1 趣旨

この要領は、著作権法（昭和45年法律第48号）第31条第1号の規定により市立図書館が行う図書館資料の複製物（以下「複製物」という。）の提供に関し必要な事項を定めるものとする。

## 2 複製

この要領において複製できるものは、次に掲げるものとする。

- (1) 著作権法第31条第1項に規定する図書館資料
- (2) 著作権法第2条第1項第10号の3に規定するデータベース
- (3) 「図書館間協力における現物貸借で借り受けた図書の複製に関するガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）で位置づけたもの。
- (4) 国立国会図書館及びガイドラインに準拠しない図書館等の複製については、該当館の規定による。

## 3 複製作業

複製にあたっては、著作権法第31条に基づき、職員が作業または監督にあたる。

## 4 申込書の提出

複製物の提供を受けようとする者は、申込書を教育委員会に提出するものとする。

## 5 実費徴収

複製物の提供に当たっては、1枚（A3判、B4判、A4判及びB5判）につき白黒10円、カラー40円の実費を徴収する。

## 6 補則

この要領に定めるもののほか必要な事項は，教育長が別に定める。

附 則

この要領は，平成24年6月1日から施行する。

附 則

この要領は，平成25年12月1日から施行する。